

【村有】高瀬住宅要項

- 所在地 関川村湯沢地内（大字湯沢1579番地1）
- 構造・規模 木造平屋建て（2戸1棟形式）、6畳1間、4.5畳1間、台所、脱衣室および浴室、トイレ、洗面所
- 戸数 8戸
- 家賃 月額 25,000円
- 敷金 家賃月額の3ヵ月分（入居決定日から10日以内に納付）
- 入居者負担 家賃、電気料、ガス、上下水道料、照明器具、冷暖房機器、給湯器（浴室・台所用）、ガスコンロ等

●入居資格

- ・村内に住所がある、または入居後住所をおくこと。
- ・住宅に困窮していること。
- ・国税、地方税の滞納がないこと。
- ・保証人が県内居住者であること。
- ・暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条6号に規定する暴力団員）でないこと。
- ・地域の活動に参加すること。
- ・ペットの飼育をしないこと。

●その他

- ・入居者は、住宅を他の者に貸し付け、又はその権利を譲渡できません。
- ・住宅敷地内に工作物を設置又は、住宅内部の模様替えは一切できません。ただし、やむを得ないものは、村長の許可により可能です。
- ・退去時には、現状回復が原則となります。修繕費は原則として入居者負担となります。



高瀬住宅

高瀬住宅外観



高瀬住宅タイプ

準備中。

整いしだい、掲載いたします。